



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和5年5月31日（水） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
子育て支援課	母子保健係	丹羽由香里	内線 3532 直通 058-272-8077 FAX 058-278-2880

特定不妊治療費（顕微授精・体外受精）に対する助成の受付を開始します

県では、不妊治療による経済的負担を軽減するため、保険を適用して行った特定不妊治療費（顕微授精・体外受精）の自己負担分について、今年度から新たに10万円を上限に下記のとおり助成します。申請書の受付を6月1日から開始しますのでお知らせします。

記

1 費用助成の概要

(1) 助成の対象

保険を適用して行った特定不妊治療（顕微授精・体外受精）で、令和5年4月1日以降に支払った費用。

(2) 助成額

1回の治療につき、自己負担分として支払った額で10万円を上限とする。

※1回の治療とは、採卵の準備開始から妊娠確認までの一連の治療のことです。

※高額療養費に該当する場合、制度適用後の負担分に対して助成します。必ず手続き後に申請してください。

(3) 助成対象者の要件

申請時に夫婦共に、または、夫もしくは妻が岐阜県内に住民票を有する者

(4) 申請期限

治療を終了した日が属する年度内（3月31日まで）に申請してください。

2 申請方法

「岐阜県特定不妊治療費助成申請書兼請求書」に必要書類を添付し、申請期限までに、専用窓口へ郵送してください。なお、郵送方法は簡易書留など追跡できる方法としてください。

詳しくは、以下の専用コールセンターでご案内する他、県ホームページからご確認ください。

岐阜県 不妊治療

検索



URL:<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/126449.html>

3 専用コールセンター

電話:058-201-1128

〔 開設時間…午前9時から正午及び午後1時から午後5時
土日祝日及び12月29日から翌年1月3日を除く。 〕

E-mail:gifu-kyosei@work-re.com

※申請は郵送のみ受け付けています。

4 制度等に関する問い合わせ先

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課母子保健係
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 14 階
電話:058-272-8077(直通)